

今回は離婚にまつわる養育費についてお話しします。

養育費とは、未成熟子が独立の社会人として成長自立するまでに要する全ての費用、例えば、衣食住の費用、教育費、医療費、適度の娯楽費などをいいます。

親である以上、離婚しても親の子どもに対する扶養義務は影響を受けません。親権の有無にかかわらず、また、子どもに会うことができないため養育費を支払わないという理解は間違いです。例えば子どもに会うことができなくても、養育費の支払義務は発生します。このように、親は子どもが親と同程度の生活ができるように費用を負担する義務(生活保持義務といいますが)を負うのです。「最後に残された一片の肉まで分け与える義務」です。

養育費は夫婦が離婚をする際に協議で決めることもできますし、調停や裁判でも決めることができます。また、離婚後も養育費を請求することはできます。もっとも、過去の養育費の請求は原則として認められません。

具体的な養育費の負担額は、双方の生活状況、社会的地位、資産や収入、子どもの数や年齢等を考慮して個別的に判断します。

養育費支払義務の終期は、子どもが成年に達する月までとすることが多いですが、親の資力、学歴、家庭環境等を考慮して決めます。

近年では、子どもが大学や専門学校に通うことが一般的になってきたため、成年になった後の学費等については、「双方協議の上決定する」といった定め方をすることが多いようです。

このように、親である以上、養育費の支払義務は発生します。協議で養育費に関する取り決めをした場合は、文書を作成しておくことをお勧めします。特に、公正証書を作成しておく、養育費の支払いが途絶えた場合に、公正証書に基づいて、給与差押え等の強制執行手続きをすることができます。



原田 宏一 弁護士

無料法律相談会 (事前予約制) ☎ 0158-26-2277
 ◎8月16日(木) 13時~16時 ◎9月20日(木) 13時~16時
 会場 地域交流センター2階会議室

今月の新着図書

newly-imported books

お家でいただく、ごちそうかき氷
 埜庵 Kohori・Noan
 石附浩太郎

暑い夏こそ、冷たいかき氷。行列のできる専門店「埜庵」の、無添加で簡単に手作りできるオリジナルシロップ&練乳の作り方と、定番メニューからアレンジレシピまでを紹介！

めくってはっけん!
せかいちずえほん
 アレックス・フリス/著 ケイト・リーク/絵

かわいいイラストで世界の姿や、何があるかがわかる絵本! 100以上あるめくるしかけの裏にはひみつがいっぱい。全部みつけれられるかな?

図書館情報



雄武町図書館 ☎ 84 - 2404
 10時~19時 (火~金曜日)
 10時~18時 (土・日曜日)
 休館日 月曜日・祝日
 (火、日は12時~13時まで施設)

新着図書 (一般書)

不知火の剣 (鳥羽亮)・晴天の迷いクジラ (窪美澄)・もういちど生まれる (朝井リョウ)・恋わずらい 剣客太平記 (岡本さとる)・哀しみの星 (新堂冬樹)・ATARU1 (百瀬しのぶ)・詐欺士3 (かいとーこ)・アクセル・ワールド11 (川原礫)・サムライ千年やりました (岩井三四二)・たった15分の週末家事 (沖幸子)・パパ1年生 (安藤哲也)・世界の建築街並みガイド3~6・怒りの作法 (小川仁志)

新着図書 (児童書)

なんでも魔女商会18 うわさのとなでも魔女商会 (あんびるやすこ)・はるになると (J・W・アングランド)・ともだちはどこ? (//)・メルヘン絵本2 (やなせたかし)・パーティミアスソロモンの指環2 ヤモリ編 (ジョナサン・ストラウド)・紅に輝く河 (濱野京子)・ぼくのともしなぶた(たごもりのりこ)・まんがで読破 老子・まんがで読破 解体新書・坂道のアポロン9 (小玉ユキ)・とめはねっ! 9 (河合克敏)

雄武町空手道連盟の中学生が全国大会出場



↑全道大会準優勝の表彰状と楯を持ち記念撮影。*写真左から高見菜那さん(中学2年生)、宇野侑奈さん(中学3年生)、川目リサさん(中学2年生)、高見優奈さん(中学1年生)

6月17日(日)に札幌市南区体育館で開催された第17回全道中学生空手道選手権大会兼第20回全国中学生空手道選手権大会北海道予選会。

その大会の女子団体組手に出場した雄武町空手道連盟所属の皆さんが、決勝では羊丘中学校(札幌市)と対戦し惜しくも敗れたものの、準優勝と大健闘。8月24日から3日間の日程で開催される第20回全国中学生空手道選手権大会(広島県立総合体育館)出場への切符を掴みました。

過去、男子団体では、4年連続全国大会出場の実績がありますが、女子団体としては初出場。雄武町空手道連盟関係者も「皆で力を合わせ健闘してほしい」と期待を込めています。日ごろの練習の成果を発揮し、ぜひ頑張ってきてください。

乳幼児等医療費受給者証の更新手続きについて

町では、小学生以下の子どもの医療費について、医療機関窓口で一度自己負担する額を軽減する「乳幼児等医療費受給者証」を交付しており、毎年8月~9月上旬にかけて更新の手続きをお願いしていましたが、今年4月から「子ども医療費助成事業(詳細は、広報4月号をご参照ください)」を開始した事により、「乳幼児等医療費受給者証」の更新手続きが次のとおりになりますので、よろしくお願いします。

- ①手続きが必要な人
小学生以下の子ども(満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの人)
- ②手続きの方法

(1) 昨年度まで乳幼児等医療費受給者証の交付を受けていた人
今年度から、更新申請書等の提出は不要ですので、10月になりましたら、古い受給者証を役場庁舎別館に持参し、新しい受給者証と交換してください。ただし、まだ子ども医療の資格者証の交付を受けていない人は、子どもの保険者証と印鑑を持参し、子ども医療の資格者証の交付申請をしてください。

(2) 乳幼児等医療費受給者証の交付を受けたことがない人
子どもの保険者証と印鑑を持参し、9月14日(金)までに、手続きをしてください。(子ども医療の資格者証の交付申請も併せて手続き出来ます。)

※平成24年1月1日現在、雄武町に住民登録されていない人は、平成24年1月1日に住民登録されていた市町村の所得証明書等(平成23年分の所得額および町民税の課税または非課税区分が分かるもの)が必要になりますので、9月14日までに役場庁舎別館まで持参願います。

☎ 保健福祉課社会福祉係

